

平成30年6月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年 5月29日 (火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成30年 5月29日 (火) 午前 9時03分
閉 会 日 時	平成30年 5月29日 (火) 午前11時03分
委 員 長	田中 克美
委員会出席議員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	芝寄 和好
委 員	加藤 久子 金澤 孝太郎 川崎 葉子 諏訪 三津枝 市ノ川 徳宏
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	2 人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 5 号	鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 6 号	鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 9 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(福祉こども部)		(健康づくり部)	
福祉こども部長	永野 和美	健康づくり部長	高木 啓一
福祉こども部副部長	田口千恵子	健康づくり部副部長	細野 兼弘
福祉課長	川 瀧 利徳	健康づくり課長	清水 恵子
福祉こども部参事		健康づくり部参事	
兼こども未来課長	岩間 則夫	兼国民年金課長	関根 則男
こども未来課副参事	伊藤 正一	長寿いきがい課長	福島 光一
保育課長	佐々木晴美	スポーツ健康課長	新井 隆司

(教育総務部)		(学校教育部)	
教育総務部長	佐藤 康夫	学校教育部長	服部 幸司
教育総務部副部長		学校教育部副部長	
兼教育総務課長	岡田 和弘	兼学務課長	野本 昌宏
生涯学習課長	伊藤 和代	学務課副参事	藤村 郁夫
		学校支援課長	上岡 勝
		学校支援課副参事	池田 耕司
		教育支援センター所長	神田 英昭
		中学校給食センター所長	森田 慎三

吹上支所副支所長	大澤 昌弘
川里支所副支所長	山縣 一公

書 記 篠 原 亮
藤 平 美由紀

(開会 午前9時03分)

(委員長) ただいまより文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。加藤久子委員と川崎葉子委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第65号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第66号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例、議案第69号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第65号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(保育課長) 議案第65号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月1日に施行され、放課後児童支援員の資格について5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者が新たに追加されたこと及び教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いが明確化され、教員免許状を有する者を対象とする改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) では、議案第65号の改正分なのですけれども、今5年以上の云々とかいろいろ説明がありました。現在これに該当していない職員さんというか、そういう方が今このお仕事をされているという実態が何人ぐらいいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、これに該当しない人たちがどうなっているのか、わかればお教えいただきたいのですけれども。これは、改正することによってこういうことだということなわけですよ。なので、今既に放課後児童クラブの健全育成のことでやっているわけなのですけれども、これに該当しない方という方はいらっしゃるのですか、いらっしゃらないのですか。質問がちょっとあれですか。わからないですか。

(委員長) 答弁を求めます。

(保育課長) 該当している人ということ。該当する人ということでしょうか。

(委員長) 保育課長、続けてください。

(保育課長) はい。この条例改正によって影響を受ける方というのはいません。

以上です。

(加藤) 現在該当する方はいないということなのですけれども、今後この改正によって、では現在と何が変わることが起き得るといふような想定が何かありますか。これが条例改正になることによって、今までと何か大きく変わってきてしまうといふようなことというのはありますか。

(保育課長) 今回の改正によりまして、中学卒業して5年以上勤務された方というのが該当になってきますので、そういったところが変わってくるかと思えます。

以上です。

(諏訪) では、質問させていただきますが、今当市においては放課後児童クラブの運営状況、公設公営、直営、そして民設民営、公設の民営の3種類があるかと思うのですけれども、この3種類のうちのそれぞれの

施設での現在もう指導員となっている方々の人数、それから入所の状況、利用されている児童数、入所状況を一応数でお願いいたします。

（保育課長）支援員の数なのですけれども、まず公設公営の支援員としての数が64名、それから補助員、支援員の該当にならない方、支援員の補助員の方が11名、それから公設民営の支援員の方が31名、補助員の方が15名、それから民設民営の支援員の方が14名、補助員の方が4名となっております。入所状況なのですけれども、5月1日の状況でよろしいでしょうか。公設公営が児童数827名、それから公設民営が360名、それから民設民営が131名となっております。

以上です。

（諏訪）公設公営、公設民営、民設民営、それぞれまだまだ公設公営が指導員の数が非常に多いのですけれども、この指導員の処遇で公設公営の場合、いわゆる直営の場合と民営の場合の指導員の処遇に関して教えていただきたいと思います。

（保育課長）まず、公設公営の処遇なのですけれども、支援員の給料になってきてしまうのですけれども、賃金なのですけれども、支援員としての方が常勤の方が1,110円、常勤で資格のない補助員の方が1,090円ということになっております。民設民営の処遇については、済みません。把握しておりません。

以上です。

（諏訪）今いわゆる放課後児童クラブも、それから通常の保育園も保育士さん、要するに職員さんが非常に不足しているというふうに伺っています。当市においても、ハローワークさんのほうにオープンで求人広告を出されたりしています。急募という形で出されたりしているのですけれども、いわゆる処遇が指導員さんですと時給でやっぱり100円、200円ぐらいは補助員の方と差があります。指導員と、それから補助員のその仕事の内容というのですか、そういったところではどんなふうに分けられているのでしょうか。

（保育課長）今現在公設公営のほうは任期つき職員を配置しております。任期つき職員さんの仕事の内容とそのほかの常勤の職員の方たちの仕事

の内容というのはちょっと変わっておりまして、任期つき職員さんのほうは全体の職員をまとめていくという役割をしておりますので、あと保育課のほうに来まして、いろいろな自分のところの職員の賃金等の入力等もやっていただいております。

以上です。

（諏訪） そうしますと、任期つき職員の方々というのは全体で何人いらっしゃるのでしょうか。市として。

（保育課長） 現在16名の職員がおります。

以上です。

（諏訪） この16名の任期つきの職員の方々なのですけれども、1つの施設で1人という形ですか。それで、その施設だけを見ていくという業務内容になるのでしょうか。

（保育課長） はい、そうです。1つのクラブ、支援に対して1人という扱いになっております。ちょっとまだ配置できていないクラブもありますけれども、1つのところに1つということで、その1つの支援員を見ているという形になっております。

以上です。

（諏訪） 今回のこの条例の改正で、指導員の資格の方が今後例えば、現在は該当する方はいらっしゃらないということなのですが、今後1年後、2年後に該当する、現在補助職員としてやっていらっしゃる方が出てくるかと思うのですが、その場合に指導員としての処遇に直営の場合はする予定がありますでしょうか。この条例が通りまして、例えば1年後、2年後、現在はこの5年以上の補助員の方は該当する方いらっしゃらないということなのですが、資格として指導員になる資格の方が出てくるわけですね。1年後、2年後というような形で。そのときに指導員として要するに雇用形態を変えていく予定は、計画はありますか。

（保育課長） 現在中学校卒業の方はいらっしゃいませんので、今のところ考えておりません。

以上です。

（諏訪） では、この条例が通っても特別何ら大きくこの5年間ぐらいは

ないという見通しでしょうか。

（保育課長）影響はないと考えております。

以上です。

（金澤）それでは、議案第65号の鴻巣市放課後児童健全育成事業、その条例の一部改正ということで、1点だけちょっと確認をさせていただきます。

これは、国のほうの法律に基づきまして、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いとか、教員免許証を有する場合の対象者の改正行われたので、こういう形で5年以上の放課後児童育成事業に従事した者という資格のものなのですが、1点だけ確認したいのは、5年以上従事しなくてはいけないよというのがまず前提ね。それに基づいて市町村長が適当と認めた者が新たに追加されたというところなのですけれども、鴻巣市の場合この市長が適当と認めた者というのは、その適当というのはどういう範疇なのか。根拠というか、基準というか、そういうのはあるのですか。

（福祉子ども部長）市長が認めた者ということなのですけれども、特に定めはないのですが、5年間勤務している状況によって判断をさせていただきたいと思っております。

（金澤）そうすると、5年間の通常会社なんかで勤めるときの勤務評定というか、そういう形になるという解釈でいいのですか。

（福祉子ども部長）大過なく業務を遂行できている場合には、その方を5年経過した場合に支援員として認める方向になると思います。

以上です。

（金澤）そうしますと、通常市の職員等は年間の勤務状況の査定とか、賞与とか何かの査定云々が基準的には入ってくるけれども、この方たちはそういう形ではなくて、ある程度の、表で示すとか、そういうものというの。表で示しておいて根拠にしておくとか、そういうものの考えはないのですか。

（福祉子ども部長）勤務評定のようなものをつくるかというようなことだと思うのですが、今現在働いてくださっている皆さんにしましても大

変熱心に運営をしていただいております、特に問題なくやっておりますので、今のところ評定というのはしておりません。また、埼玉県の研修につきましても、順次受けていただくというようなことになっております。

以上です。

（金澤）新たに追加しますよというお話ですが、これは児童数がふえてくれば当然足りなくなるので、新たにという形で考えるというふうになると思うのだけれども、5年以上という基準があるではないですか。そうすると、初めお入りになった方も5年間はそういう基準にならないわけだから、そうすると児童数の増加分とこの認定員の増加分、これはどういうふうにお考えになるのか、それだけ聞きます。

（福祉子ども部長）今現在支援員として認められる方の資格要件というのがありまして、保育士の方、社会福祉士の方、それから高校卒業で2年以上児童福祉事業に従事した方、それから幼稚園、小学校、中学校、高校などの教員の資格のある方、それから大学で社会福祉学などを専攻した方、大学でそれに相当する単位を得て大学院への入学が認められた方、それから大学院で社会福祉学等を専攻して研究された方、また外国で同じような社会福祉学等を専攻された方、それから高校卒業で2年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で市長が適当と認めた者、それに中卒で5年以上という方が加わります。そして、例えば高卒で2年という条件もございまして、それから今回中卒で5年という条件になりますが、それに満たない間については補助員という役割になります。

（金澤）済みません。では、最後に確認。今のご説明だと、5年以上というのは全員が5年以上という考えではないのですよね。それだけ確認をさせていただきます。

（福祉子ども部長）資格のある方については、すぐに支援員になれます。また、高校を卒業して2年間従事した方は、その2年後に支援員になれます。今回は、中学卒業の方は5年後に支援員になれるということになります。

以上でございます。

(川崎) それでは、1点確認をさせていただきたいと思います。
国の改正により、それに合わせて市でも改正を行ったということですので、よくその意味を当然理解をして市でもこの改正を行うものというふうに思っております。今福祉子ども部長のほうからのお話がありましたけれども、このことによって現在は市では影響はないと、影響する人はいない、また先ほど他の委員からも質問がありましたけれども、本当にごく近い将来、来年であるとか再来年であるとかということの影響も今のところは考えられないというような保育課長のお話でございましたけれども、あえて中学卒業後5年以上というふうなこの改正が行われることによって、本市においてどのようなメリットが考えられるのか、そのことについてはどのように把握をしていらっしゃるのでしょうか。

(福祉子ども部長) 中卒で経験のある方といいますと、例えば高校を卒業できなかった方、不登校などでできなかった方につきましても、子どもを心を込めて保育する能力のある方というのはいらっしゃるといふふうに考えております。そういうような方を救えるといいますか、支援員の資格を得る道を設けたものであると解釈しておりますので、市としましてもこの条文を入れていきたいというふうに考えました。
以上でございます。

(川崎) そうしますと、これは今度学校教育部のほうにお聞きしたいと思うのですが、中学卒業後いろんな理由で高校行かれなかった、あるいは途中で中退をした、そんなような方たちにも道が開かれたというふうな認識かと思っておりますけれども、今中学校のほうでも赤ちゃんと触れ合う授業というのでしょうか、親御さんが子どもさん連れてそのような事業を行っていらっしゃるかと思っております。ちょっと事業名が今ぱっと出てこないのですが、そのような影響というのは非常に大きい影響を及ぼすのではないかなというふうに思っておりますけれども、子どもさんたちの心に子どもを育むという、愛情を育むという非常に大きな事業にもなると思っておりますので、今回の条例を学校教育部としてどのように認識をし、生かしていこうというふうに考えていらっしゃるのか、これは学校教育部のほうにお聞きしたいと思っております。

(学校教育部長) 委員のおっしゃるとおりでございます、1つの進路が開けたものと受けとめております。そのような指導が、支援ができると思っております。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第65号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(保育課長) 議案第66号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成30年4月1日に施行され、教育認定子どもに係る利用者負担基準額のうち市町村民税課税世帯で、その所得割の額の区分が7万7,100円以下の世帯に係る利用者負担の上限が引き下げられたことから、本市の当該階層区

分の利用者負担額を月額1万4,100円から月額1万100円に改めるものです。なお、改正後の条例は、平成30年4月1日から適用いたします。以上です。よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(諏訪) では、ただいまのいわゆる保育料、利用料の引き下げということで、今回、前回の総選挙のときに子どもの保育料無料化、幼児教育の無償化ということも言われた、それが1つ出てきたのかなというふうに思うのですが、この1万4,100円から1万100円に引き下げられる対象となる人数と、あとは世帯数でお願いします。

(保育課長) 対象になる方なのですけれども、31世帯で33名のお子さんになります。

以上です。

(諏訪) この条例は、ことしの4月1日にさかのぼってという適用になるわけなのですけれども、そうしますともう既に保育料を納められた方々等、そういった方への周知と、それからいわゆるお返しになるということになるかと思うのですが、その方法を教えていただけますか。

(保育課長) 改正後、4月にさかのぼって還付という形をとりたいと思います。現在教育認定子どものお子さんの保育料につきましては、施設のほうで徴収していただいておりますので、施設のほうに周知をいたしまして、施設のほうからお返しいただくという形になるかと思えます。以上です。

(諏訪) そうしますと、保育園のほうの負担が少しふえるかなと思うのですが、保育園で各その該当者に返金するという作業がかかるわけですね。

(保育課長) はい、そういう形になります。保育園のほうからお返ししていただくという形になります。その分保育課のほうから、市のほうから施設のほうに給付費としてお支払いいたします。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第66号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、まず9ページの歳入のところ、福祉課の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、これにあわせて歳出がありますが、こちらのほうが15ページの生活保護システムの改修委託料ということで、補助金のほうがこちらは81万円、そして委託料のほうが162万円の補正予算ということなのですが、国からは半額しか出ないということですよ。それで、済みません。このシステム改修をする上での基準額が改定になるということなのですが、どのように改定になるのか、まずお聞きいたします。

(福祉課長) 基準額の改定ですが、まだ国の法案が通っていませんので、正確な額は知らされておりません。ですが、今のところだと3年をか

けて段階的に実施されて、マイナス5%以内ということでの予定となっております。

以上です。

(諏訪) まだ国会で審議するということですのでけれども、一応もう既に出されているものが今おっしゃったように3年で、18年10月から20年10月まで3年連続で減額をする計画というふうに今のところ出されていますよね。これは、生活保護というのは本当に憲法25条に保障された最低の健康である生活を営むための生活保護費なのですのでけれども、実際に利用されている方の7割が食費と光熱費という日常生活費に充てられているという生活扶助費なのですが、これを最大5%、今お答えいただいたように最大で5%削減する方針というふうに聞いております。いわゆる生きていくための生活費に直結する生活扶助費を5%削減されるということは大変なことだと思うのですが、これに関してこのシステム改修、国から出るからやるのだということなのですのでけれども、まだ法案が通っていないというところでは条例が先、補正予算が先ということでお考えなのでしょうか。

(福祉課長) そうです。システムの改修は当然必要になってきますので、こちらの委託料は必要と考えております。

以上です。

(諏訪) 国からの補助金が81万円で、あとは一般会計から出すということですか。実際には委託料162万円が今回補正で出されているのですけれども。

(福祉課長) はい、市のほうの持ち出しになります。

以上です。

(諏訪) 続いて、9ページの長寿いきがい課の地域介護・福祉空間整備等交付金とあわせて、こちらは歳出の13ページ、先ほどグループホームから申請があってということなのですが、この地域介護・福祉空間整備の内容というのですか、どういったものが事業費として補助されるのかというところを最初にお聞きいたします。

(長寿いきがい課長) 今回の国の通知ですけれども、この補助金に関し

ましては既存のグループホームの老朽対策ということで、必要であれば補助を出しますというのが国からの通知になっております。

以上です。

（諏訪）既存のことなのですからけれども、既に老朽化というところかなりもう大分前から実際に事業を展開しているグループホームということになるかと思うのですが、今回は1事業者だけが名乗りを上げたということによろしいのでしょうか。

（長寿いきがい課長）申請のあった事業所は1カ所になります。

以上です。

（諏訪）こういったことを市内全域の対象となる事業者に積極的に市としてお知らせを出したりということは、今後考えていらっしゃるのですか。

（長寿いきがい課長）今回の補助金は、国から29年度補正予算で対応しますよという通知で処理をしたものでございます。市単独で何かグループホームに補助金を出せるという状況ではございませんので、国から新たな補助金の通知でもございましたら各事業所には連絡をさせていただきたいと思っておりますけれども、市単独で何かを行うということは予定しておりません。

以上です。

（諏訪）平成29年度の補正で出されたものということなのですが、金額などの定めとかもあったのでしょうか。

（長寿いきがい課長）グループホームでの補助率になりますが、1施設737万円が上限になります。

以上です。

（諏訪）1施設737万円ということでございます。今回は138万円で、老朽化のどの辺の修繕の内容とかということのも審査の対象になるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）老朽施設ということで、市のほうではグループホームから上がった整備に関して国にそのまま補助申請を行ったところ通ったということで、詳細の判定は国が行っている状況になります。今回

のグループホームに関しましては、床暖房をリビングの一部分で使っているのですが、そこが老朽化して波打って、お年寄りがつまづくような危険性があるという申請のもと出させていただいたところ、国のほうでそれは改修の対象になるということで補助金が出ております。以上です。

（諏訪）介護施設は本当に経営が大変な中頑張っているから、こういった国の補助金を使って安全な施設となるようやっぱりしていくべきだなと思います。ですので、やはりもっと市内の事業者に積極的にお知らせを出して、老朽化対策で施設を整備していくという案内が必要だったかなと思います。済みません。ちょっと私も少し調べただけでわからないのですが、この法律、公民館だとかいわゆる介護予防の拠点となるような施設にも補助金が使えるというふうにちょっと読んだのですが、そこはいかがでしょうか。今回グループホームだけの補正予算だったということなのですが。

（長寿いきがい課長）今回の補助金に関しましては、2種類の施設ということで国から通知が来ておまして、1つが認知症のグループホーム、または小規模多機能型居宅介護事業所、これはグループホームの拡大版みたいなものであります。それが先ほどお話をしました1施設737万円、そのほかに地域密着型特別養護老人ホーム、特養の小型版になります。それから、小規模のケアハウス、または小規模の老人保健施設、老健というのが1,470万円の補助ということで分類がされておりますので、今回国が通知をしてきました施設に関しましては、公民館等の施設に関する補助というのはこの項目には入っておりませんでした。以上です。

（諏訪）続きまして、13ページの憩いの家の解体なのですが、先ほど当初予算を組まれている中で、新たにアスベストが見つかったので再調査をして、今回その部分を含めた工事費で補正をしたいということでございましたけれども、憩いの家ってかなり古い建物だと思うのですが、その時代に建てたもの、結構アスベストが使われている可能性としては高かったと思うのですが、そういったところは当初の段階では特に

予想といたしますか、そういったものは立てていなかったのでしょうか。

（長寿いきがい課長）アスベストの調査費用そのものは当初予算にも組みさせていただいております。それを使いまして、出なければいいなというふうに考えてはいたのですが、結果として外壁から見つかってしまったというのが結果になります。古い建物でしたので、どこまで修繕を使って、塗装がどういうものを使っていたのか確信が持てませんでしたので、とりあえず調査を行ったところ、最悪の結果になってしまったということになります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、アスベストの除去作業も含めて工事日程が多少ずれ込むということはありませんか。

（長寿いきがい課長）当初予定は9月ぐらいには何とかと考えてはいたのですが、実際に現在補正を上げさせていただいているところですので、これが終わってからになりますので、やはり多少の工事期間の後ろになるのは間違いないかと考えております。

以上です。

（諏訪）続いて、17ページです。学校支援課の先ほどの人権教育推進で、当初予算で5人の調査員、7万6,000円の予算がとられていましたが、実際に昨年度いじめがあって、それを調査するために補正予算というふうに伺ったのですけれども、この調査委員会、委員会を開催するというのは要するに深刻な問題なのかなと私はちょっと受けとめたのですけれども、そのいじめに対するものというのは今の段階では公表できないのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

（学校支援課長）昨年度起こった生徒間のトラブルということで、現在調査委員会のほうで調査中ですので、今回の事案につきましては調査終了後ということで報告をさせていただきたいと思っています。

（諏訪）委員会の開催の日程などを教えていただけますか。

（学校支援課長）現在委員会のほうですが、全6回ということで予定をしております。既に1回目につきましては委嘱状交付等を行いまして、4月の段階で行っております。2回目につきましては、あす第2回目を

行いまして、その後調査につきましては未定でございます。

（加藤）1点目は、13ページの、先ほど諏訪委員のほうからもありましたがけれども、憩いの家のアスベストの関係です。

もう随分古い、老朽化しているというふうなことの内容から解体するということになっているわけですから、私も当時そういう古い時代の建物なので、当初予算組むときに既にこういうアスベストなんかということはもう加味した中で予算計上するのが当然でないかなというふうに思って、それを聞こうと思ったら今説明があったわけですがけれども、当初予算にそういうことでやったけれども、やっぱりあった、だからまた補正を組むという、そういう工事のやり方なのですか、一般的に。まず1件。

（長寿いきがい課長）当初予算を計上するときに、やはり解体業者に一度建物の状況を見てもらっております。その中では、アスベストは大丈夫だろうというのが解体業者の見立てでございました。ですので、調査費用は計上していましたが、アスベストは出ないだろうという前提で当初予算を組ませていただいたところ、長寿いきがい課の見込みがちょっと甘かったと思うのですけれども、解体業者の見立ても大丈夫ではないかという話でした。そこからの話になりますので、ちょっと予定が狂ってしまったというところになります。

以上です。

（加藤）そういうのって業者がそういうふうにして見込んだ中でやっぱりやったから、ではこれをやるには予算が足りないから、あれをやるのに予算が足りないからって、その場、その場でそういういろんな問題が出てきた中で、私も鴻巣の議会の中でそういうことが何度もそういう経緯、この件に関してではなく、そういう補正を組むという事態が何件もあったのを記憶しているのです。当時のときに、これはあくまでも概算見積もりでというふうなことを部長が答弁したときに、では当初予算組むときにはもう本当概算で組んでおいて、いつでも補正をすればいいのだという、そういう考えのもとに予算って組んでいるのかなと感じたことがあったのです。これは、もう以前の話なのですけれども。そういうことがその1件だけでなく何件もそういう経験をしているのですが、

やはり業者はプロでしょうから、そのことをいろんなことをした中でやっぱり見積もり出して入札なりにかけて、そこで入札されるというふうなことがベターだと思うのですけれども、私から言わせていただければそんな甘い当初予算の組み方でいいのですか。結果的に業者から言われて、では補正を組まなければということで今回市のほうでもオーケーしてこういう補正を組むのでしょうかけれども、ちょっと理解に苦しむなという気がするのですけれども、その辺やはり業者から言われたから、それでは補正を組まなければと、そんなふうな受けた中での今回、では6月に補正を組もうという段取りになったのですか。

（長寿いきがい課長）業者のある意味言いなりだったというところに関しては、非常に判断の甘かったものだろうと考えております。ですが、予算を組む中では、最少の経費でというふうと考えておりました、当初はアスベストは出ないだろうという話の中で組むものが適切ではないかと考えておりましたので、決して補正ありきで予算を組んだものとは考えておりません。

以上です。

（加藤）あそこを使っていた団体が13団体ぐらいあるということで、現在はまだ今までどおり活用されているのかと思うのですが、先ほどの答弁の中では解体の工期、期間が延びるのではないかというふうなことのお話ですよ。そういった中で、その利用されている方たちにそういうお話というのはもう既にされているのですか。本当は何月ぐらいまでですよということで今現在のこの憩いの家を使われていると思うのですけれども、もうちょっと延期して使えるというふうなお話というものは、今、予算があれしなければということですからけれども、予算が議決される、しないとしても、やはり利用者としてはもう何月までっきり使えないのだというふうに思いながら利用されていると思うのです。そういう周知的なものというのはいつごろ、したのか、されるのか、ありましたら聞かせてください。

（長寿いきがい課長）憩いの家を閉鎖するという話はことしの当初のころからしておりました、それに伴ってコスモスの家の利用方法について

も説明をさせていただいているところでございます。このコスモスの家の予約の方法の説明会を4月の8日の日に憩いの家とコスモスの家を使っている団体さんに説明しているところです。この時点では、残念ながらアスベストの結果が出ておりません。7月の1日からは、もう憩いの家は閉鎖して使うということで、5月の抽せんから利用の仕方というのを説明をしているところでございますので、それで実際5月には7月からの利用方法というのを皆さん団体ご了解、ご理解いただいて申し込みをしているところでございますので、当初どおり憩いの家の閉鎖は6月末というふうに考えております。

以上です。

(加藤) では、工事が延長されてもその説明したとおりでというふうなことになるわけですね。

(長寿いきがい課長) 5月の頭に第1回目、7月からの利用の受け付けをしておるところでございますので、そこからまた変更するというのは利用者様に混乱を来す危険性があるということは考えておりますので、このまま憩いの家の閉鎖はさせていただきたいと考えております。

以上です。

(加藤) またコスモスの家のほうの受け付けをもう既に、2カ月前から2カ月前の1カ月前分をできるという、そういう利用の仕方ができるというふうなことで説明されて、もう既に申し込みされているということですよ。普通のところはその使う日の2カ月前とかというのですが、あそこに限っては2カ月前の月何回でもそれを予約ができるというふうな、前に聞いたことありますけれども、でもただあそこへ来て、あれ、何まだ、いつになっても壊さないではないのみたいな利用されている方の苦情というか、不信感的なものがもしかしたら起きてしまうかと思うので、何らかの方法でコスモスの家のほうの方にはそういう説明をしておいていただいて、あそこに張り紙でもしばらく、本当は何月の工事予定だったけれども、ちょっと延期になっていきますけれども、こちらコスモスの家のほうをどうとかと、何かちょっと表示をされたほうがいいかなというふうに、あそこのコスモスの家のほうの窓口のところにもし

たほうがいいかなと思うのですけれども、いかがですか。

（長寿いきがい課長）6月末をもって閉鎖した後には、あそこの入り口のところに何らかのお知らせは張るつもりでございますので、そのときには対応させていただきたいと思います。

以上です。

（加藤）それと、私もちょっとわからないのでお聞きするのですけれども、このアスベストのある建物を解体するに当たって、その近隣の、あそこ住宅地になっていますよね。もちろんコスモスの家もあるわけで、近隣の住民の方に何か影響があるというか、きちんと隔離してとか何かともちろんやるでしょうけれども、そういう危険というか、心配をするようなことはないのですか。本当に住宅地であることによって私のちょっと心配なのですけれども。

（長寿いきがい課長）今回の追加工事の中で、アスベストのみの除去工事が800万ちょっと計上してございます。この工事費は、建物をビニール等で覆いまして、アスベストが飛散しないようにするための工事費になりますので、近隣住民にアスベストの危険性が及ぶことはないと考えております。

以上です。

（加藤）では、17ページの人権教育の関係で、当初予算にももちろん計上してあったわけなのですけれども、今回補正ということで約38万ですけれども、補正で計上されています。約6回予定になっているのですか。第1回目は委嘱とか何かで、第2回目があすというふうな話だったかなと思うのですけれども、実際にまだ調査委員会というほど内容に入った委員会というのはあしたは初めてになるのですか。

（学校支援課長）既に第1回目のときに内容についてはもう話し合っております。第2回目につきましては、あしたにつきましては具体的に調査対象者だとか調査内容だとかというのをまず確認をし、その後調査に入っていく予定のところでございます。

（加藤）今回補正を組んだということは、当初予算があった上での補正で、こういったものがあつたときには年間何回、30年に当たってはもし

こういう案件があったときには何回ぐらい組むから、こういう予算だということでも当初予算を組まれたのだと思うのですけれども、ここで補正を組むということはやはり予定の回数ではちょっと足りないというふうなことから補正になるのかをお聞かせください。

(学校支援課長) そもそもこの問題調査委員会が立ち上がるという自体が好ましくないことでして、毎年1回の当初予算しかとっておりません。その1回といいますのは、委嘱状交付、またもし問題が起きた場合はこういった動きだとかを確認するというので、1回分のみとっております。ですから、いじめ問題調査委員会で調査しなければならないという事態が発生した場合には、このような形で補正を上げさせていただくような形をとっております。

(加藤) この委員の方の報酬額というのは私ちょっと記憶にしていなくて、1人に対して幾らの報酬額になっているのかなのですけれども、条例の中でこういう委員に対して報酬が幾らというふうなことはあると思うのですけれども、ちょっと私も調べてきていないのですが、では一応当初予算は1回というふうな、本当にこういう委員会を開催するようなことがあってはならないとは思いますが、今回はそうせざるを得ないという中でやるわけですが、でもやっぱり委員会があるというふうなことは、そういうことがいつ起きても調査委員会が開ける、開かなければならないという事態がいつ起きるかわからないわけですよ。大体ないだろうから、1回分のその予算でというふうなことでは、先ほどの話ではないのですけれども、ではそのときには補正を組めばいいのだというふうなこと、そういうことがあるだろうなんて想定して予算組むのは本当に、そういうことないほうがいいのにそういうふうな当初予算組むというのでも何かちょっと心苦しいというか、あるかと思うのですが、でも基本的には1年に1回の委員会というふうなことの位置づけというのは基本的にどういうことからなのか、もし、ないほうがいいというのはわかるのですけれども、いじめなんていうのは本当に小さくも大きくもいろんなことがあると思うのですけれども、そんなことでの今回の補正で、6回を開くということは随分回数は予定よりは多くなるわけです

から、その辺の予想というのかな、そういうのがもし委員会を開かなければならないときは、その内容にももちろんよるでしょうけれども、今後そういう案件があるかないかわからないですが、1つの案件に対してあった場合に何回ぐらいかは開催しなければいけないみたいな、そういうことも予想をしなければいけないと思うのです。なので、来年今度予算組むに当たってもそういうことが必要になってくると思うのですが、どういうことに、基本的にこの予算の組み方というものはありましたらお聞かせいただければと思うのですが。

(学校支援課長) 先ほども申しあげましたように、あくまでもこの問題調査委員会につきましては当初1回ということで考えております。市は調査しなければならぬ事案が起こった際には補正を上げていくような形で、こういうような形で進めていきたいとは考えております。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時08分)



(開議 午前10時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

(川崎) では、13ページのこども未来課、母子生活支援施設措置事業についてお伺いをいたします。

この内容について、もう少し詳細に教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(福祉こども部参事兼こども未来課長) 母子生活支援施設の関係ですが、こちらにつきましては児童福祉法第38条に規定された施設ということになっておりまして、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその女子の看護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立のためにその生活を支援していく、あわせて退所した者につきましては相談等の援助を目的とする施設ということになっております。今回この対象者につきましては、個人情報、あるいはその生活を保護するという意味がありますので、詳細についてはちょっと答弁のほうをい

たしかねるところではございますので、ご了承いただきたいと思っております。
以上です。

(川崎) 1件ですか。

(福祉子ども部参事兼子ども未来課長) はい、1件でございます。

(川崎) ちょっと私心配しておりましたのが、この事例に当てはまるのかどうかわかりませんが、やさしさ支援課がまた別、うちのほうの所管ではありませんので、いわゆるそのような例えばDVですとか、さまざまな事情で、さまざまところで生活をという方も少なからずいらっしゃるわけでございます、その辺の関連性としてちょっとお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

(福祉子ども部参事兼子ども未来課長) 例えばやさしさ支援課のほうにDVですとか、配偶者からの暴力ですとか、そういったことでご相談があった場合、しかもそこにお子さんがいた場合につきましては、やさしさ支援課のほうから子ども未来課のほうに連絡がありまして、こちらのほうでも対応をさせていただいているところになります。

以上です。

(川崎) では、その辺の連携をきちんとやっただいていてということと理解をしてよろしいでしょうか。

(福祉子ども部参事兼子ども未来課長) その辺につきましては、十分連携をとって業務のほうについているところではあります。

以上です。

(川崎) そうしますと、その下の常光児童センター管理運営事業ということで、これは体育室のエアコン入れかえということでお伺いをしていただいております。いつもこの補正につきまして、毎回毎回どこかの施設がこのエアコンの入れかえがあるのです。これどうにか、聞きますと20年ぐらい使っているとか、もう限界なので、入れかえますという状況でした。普通のおうちでも大体10年ぐらいするといろんな家電がだめになったりしまして、入れかえを検討するわけなのですけれども、殊こういう公共施設等に関しましてはただただそういうふうに言うのを待つということではなく、きちんとした管理が必要だというふうに思っております。

すけれども、これについては毎回他の議員からも同様の質問、改善の要望が出ているかと思えます。これは、どなたがお答えをしていただけるのでしょうか。

（福祉こども部参事兼こども未来課長）今回の故障につきましては、各児童センターとも保守点検のほうをやらさせていただいております。ただ、その時点ではどうしても壊れていないといえますか、そういったところで、例えばその時点でこれは近々故障する可能性が、危険性があるというところであれば、その時点で修繕等を行って延命化を図っているところではございますけれども、ただ電気機器になりますと、そのときには動いていても突然故障し、あるいは修理不能ということになることもあります。前回もそうだったのですが、そのときも通常に動いていたものが突然動かなくなる、今回も同じような同様のケースでございまして、わかる範囲で業者のほうに調査をしていただいて、直せるところは直しつつ、どうしても修理が不能だよということであれば、流用、あるいは補正で対応させていただければというふうに考えております。以上です。

（川崎）以前も同様の答弁を聞いた記憶があります。これは何年使っていたのですか。

（福祉こども部参事兼こども未来課長）この施設ができた当初からというふうには聞いておりますので、常光ですと20年近くは使っているのかなというふうに考えております。

（川崎）通常20年ぐらいたちますとやはりどこでもエアコンは壊れるかと思えますので、当然そういうことが予想はできてくると思うのです。どの施設におきましても。どのような施設が、これは何年ぐらい経過していると、したがって近い将来修繕が必要になってくるだろうというような見込みが立つわけです。必ず補正で出てくるわけなのですけれども、毎回毎回、毎回どこかの施設のこういうエアコンの入れかえということがたびたび出てきますので、こういうことについてはやはりきちんとした管理を今後それぞれして行って、どこも長寿命化を図っていかなければなりませんし、施設は古くなる一方でありますので、当然ながら維持

管理費ということについても当初予算の上で考えて検討していかなければならないことというふうに考えます。このことについて、こども未来課長に全てお答えしていただくというのは難しいかもしれませんが、代表して、今回この児童センター関係でありますので、こども未来課長、考えはいかがでございましょうか。

(福祉こども部参事兼こども未来課長) こども未来課としても、そういった施設等を抱えておりますので、当然古くなってきております。そういった中では、当然施設等の管理等をしていかなければならないわけなのですけれども、そういったことも含めまして、当初予算の関係とか、そういったもので財政との話し合いも当然持たなくてはいけないと思っておりますので、その辺も含めて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(川崎) では、17ページの学校支援課長のほうにお伺いいたします。いじめ問題調査委員会委員報酬ということで計上されておまして、先ほど来他の委員からもいろいろ質問が行っているところでございます。全6回ということで、あした2回目ということですので、大体今後の日程につきましてははまだ未定なのだろうというふうに推察いたしましたけれども、要するに今年度中にこの全6回を終了するという、そういう見通しでいるのか、そこについてお伺いいたします。

(学校支援課長) 第2回があすですが、3回目の以降の日程と期間につきましては調査の状況によって変わってくると思いますが、我々としてはやはり一日でも早く子どもたちが安心した生活、保護者も含めてですが、生活を取り戻してあげたいという気持ちで動いておりますので、年度内というよりもできれば早く解決してあげたいなという思いでおります。

(川崎) それと同時に、例えばこのことによって保護者の方への説明ですとか、そういうことが求められていたり、あるいは行ったりということの状況についてはいかがなのでしょう。

(学校支援課長) 保護者について説明ですけれども、プライバシー等の

…随分ありますので、その辺のところを配慮して今後考えていきたいと思っております。

(川崎) もう一度お伺いいたしますけれども、そうしますと特にいわゆる説明会ですとか、立ち上がっているということで、説明を求められているとか、そのような状況についてはいかがなのでしょうかとということでお聞きいたしました。

(学校支援課長) 特に説明というのは求められておりませんが、求められた際には説明はこちらのほうが丁寧にさせていただきたいと思っております。

(芝罘) 続きまして、今川崎委員からも出た17ページの学校支援課のいじめ問題調査委員会委員報酬についてなのですけれども、これ確認なのですけれども、県のほうからの指導で委員会を立ち上げて、解決しろということで私らにも案内、報告が来た、その問題でよろしいのですよね。

(学校支援課長) 今年度に入りまして、県のほうからそういった指導がございました。

(芝罘) そのようなことでこの委員会を立ち上げたのは、それはそれでよろしいのですけれども、これ一度窓口のほうへ行って私お伺いしたことをまた改めてここでちょっと皆の前で説明してほしいのですけれども、1年前に起きたことがいろいろ問題があってこういう形になったというふうに聞いております。その間これほかの議会の中でも議員の方たちが今いじめ問題ありますかということで問い合わせしたときにはないという報告を私は記憶しているのです、この間に。そのこととこれのことの説明をお願いいたします。

(学校支援課長) 学校と市教委としましても、今回のトラブルにつきましてはいじめとは認識してはおりませんでした。

(芝罘) そのような私も窓口で受けたのですけれども、これ児童だか生徒だかまだわからないのですけれども、本当にいじめであったとした場合に最悪の事態もあり得るではないですか。私は、この話を聞いたときに一番それを心配したのです。市側は何でもないと思って、親が騒いでい

るだけだというふうに捉えているかもしれないけれども、その先もっと本当に深刻なものがあつた場合に、市のほうで捉えていなかった場合に、最悪の事態があつた場合に本当にではどうするのだという。責任はとれないかもしれないですけども、1年間はこのことが続いていたということ、私はそこを問題視してほしいなど。それをどのように捉えているか、またそういう案件が今まだあるのかということも重ねてお伺いしたいと思います。

(学校支援課長) まず、2点目のことから先に。そういった案件は、今現在はございません。このトラブルにつきましては昨年度5月に発生したことです。その時点でもう既に学校も市教委も、また他課とも連携しながらケース会議を開いたりということで、今現在も1年以上対応しているところがございますので、調査委員会につきましては今年度4月から始まったわけですけども、もう我々市教委も含めて、学校も含めて皆さんが1年以上こういった対応をしているところがございますので、何もしないということはございませんので、その辺のところは対応させていただいております。

(金澤) 議案69号の補正予算についてちょっと聞きます。

まず初めに、15ページの生活保護総務費の中の生活保護システムが改修しますよという委託なのですが、このシステムの改修内容について教えていただきたい。

(福祉課長) まず、今回の見直しの内容についてなのですが、先ほど言いましたように基準改定がまず1つ。それと、新たに進学準備給付金というものが創設されました。こちらについては、生活保護の世帯の子どもさんが大学等へ進学するときに、一時金として自宅の通学の方が10万円、自宅外の通学が30万円を支給というようなことが見直しされております。それとまた、医療扶助費の適正化について後発医薬品を行うことを原則化されております。あと、就労自立給付金についても、今までは複雑な計算だったのでですけども、最低給付額を設けまして、単身世帯は2万円、多人数世帯は3万円という最低給付額を新設されております。そのようなシステムの改修となっております。

以上です。

（金澤）今生活保護は何世帯で何人でしたっけ。

（福祉課長）30年4月末の数字になります。人数は827人、そして受給世帯は680世帯となっております。

以上です。

（金澤）そうしますと、システム改修というのが今の基準改定とか、今お話し、説明した4項目についてのデータの入力というか、その程度のものだというふうに解釈していいのかな。

（福祉課長）はい、そのとおりになると思います。それとまた、基準改定になりまして、その計算方法が複雑ですので、そういったことが含まれます。

以上です。

（金澤）今加藤委員と川崎委員のほうからもお話がございましたが、今回項目が少ないから、項目についてかなり集中的に質問が入ってしまっているのだけれども、要は長寿いきがい課の憩いの家の維持管理、これも築何年たっているの。

（健康づくり部長）憩いの家でございますけれども、もともとが吹上町時代の町立病院として開設されておりまして、昭和26年に町立病院に開設されておりまして、築67年というような形になっております。その後病院から一旦昭和45年に改装いたしまして、今の老人憩いの家という形で運営を開始されておりまして、その後コスモスの家ができた段階で今の憩いの家という形になっております。

以上です。

（金澤）加藤委員もお話ございましたが、かなり築年数がもう60年以上過ぎていて、改修工事もしている。当初予算ではアスベスト云々が見なかったという話なのだけれども、この辺はもう当然アスベスト等も含まれるのではないかというような形での予算調整というのが必要かなと。今財政課のほうで予算についてはかなり切り詰めた形でやらされているので、余り見えないところはなるだけ後で補正でやればいいやというようなお考えに行き着くところはあるとは思っているけれども、その辺

も踏まえて、また常光のエアコンの問題もそうなのですが、よく今公共施設の管理者計画がおつくりになっていると思うのだけれども、その中で個々の備品云々についてもいつ購入して、耐用年数が何年だというような形で一覧表ができていますよね。行政の場合は単年度決算だから、そういうあれがないのだけれども、通常だと減価償却というのを当然入れていかななくてはならない。そうすると、エアコンだと何年だよとか、蛍光灯だと何年だよとかと減価償却というのは必ず出てくるわけだ。だから、それが登録してあれば、当然その中で古いものと。今常光のエアコンなんて、聞いたら20年と言ったよね。

(何事か声あり)

(金澤) そしたら、もう電気料が高くてどうしようもない。だったら、早く新しいものにしてしまったほうが全然効率的にはいいわけです。だから、壊れたら直せばいいやという発想自体がもうそもそも行政のほうの見直しの中で国のほうも公共施設等管理計画の中で見直しせよという話があったので、壊れたら直せばいいという方式をもうそろそろ改めなくてはならないかなという感じがします。減価償却云々等で必ず償却云々の一覧表が出ていれば、大体この予想で全体ではどのぐらい故障が起きるとか、そういうデータをとっておけば、こういう予算というのはある程度見えると思うのです。だから、補正で一々出して、一々こんな細かいことについて質問されるよりは、そういう形である程度償却云々というものを考えながらやるべきだとは思いますが、公共施設ですので、特に学校関係というのは結構子どもさんたちも授業を受けているので、その辺はあれなのでしょうけれども、公民館とか集会所とかその辺というのは余りチェックはないというような感じはするのですけれども、まず全体として公共施設管理計画云々に対して、やっぱり教育総務部長だろうな、部長さんのほうで公共施設の見直し云々、その辺がこれから大きな命題になると思うのだけれども、その基準根拠というのが今いわゆる減価償却云々を含めた形である程度データ的にはもうできているのですか。そっちか、ごめん。副部長か。

(教育総務部長) 今委員ご質問の公共施設管理計画については、所管は

総合政策になります。それで、私のほうとしては委員として前職で出たことはございますので、今施設の中の、公共施設の中を維持とか管理とか持続、継続とかという色分けをして、その年数に応じて徐々に議論が始まっているところで、その中でまだちょっと備品という区分のまでその中では議題に上ったことはないです。備品については、あくまでも原課のほうとしては、施設を持っているほうとしてはお客様に、利用者に迷惑をかけてはいけないので、保守委託とかをしっかりと、先ほども言いましたように点検のときは大丈夫、ではいざ次入れるときにというようなちょっと後手後手の、どうしても利用者から見れば後手ではないのという見え方をすると思うのですけれども、ちょっと今財政と原課のほう、財政部局とその辺にちょっと乖離、備品が計画的に管理、更新できるようなシステムは今うちのほうとしては、何年たったら廃棄ですということはやっていないのが現状でございます。

（金澤）最後に、そうすると教育施設も、福祉施設も含めてなのですが、いわゆるそういう備品とか、大きな建物云々はわかっているのだけれども、そういうものの購入から耐用年数とか、その辺のデータ入力というのはしていないのですか。

（教育総務部長）各備品については全て備品台帳がございますので、何年に買ったものというのは全て管理はしてあって、使用が不能なものについて予算要求して、財政課、財政部局が現地を見て、お互いにこれを修繕でいくのか、更新でいくのかというのはその都度年度、年度の予算の範囲内で決めているというのが現状でございます。

（金澤）そうしますと、今回のはたまたまそういうものが発生してしまったというので、想定外で補正を組んだという解釈でいいわけですね。

（教育総務部長）そのようにご理解いただければと思います。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) では、反対討論いたします。

1点だけ指摘させていただきます。生活保護のシステム導入の件、改修の件です。現政権党が野党だった2012年の12月の衆議院で公約といいますが、お話をされたことがあるのですが、まず生活保護に関しては基本は自助だと、自分でやってください、その上に共助があって公助がある、生活保護も徹底的に変えていく、このように2012年の2月10日の衆議院で現政権党、野党だったときに宣言をしました。それがすぐにそのまま進められた政策だと思います。2013年には、最大10%生活保護費が引き下げられました。これでも本当に保護を受けている方々が大変な状況になりました。さらにここで5%引き下げようというのが今回のもので、それに見合ったシステムを改修しようというのが今回の補正予算だと思います。ひとり親世帯の支給される母子加算なのですけれども、現在の平均、月約2万1,000円からこれを1万7,000円に減額するという案です。また、3歳未満の1人当たりの月1万5,000円だったものを1万円に減額する。大変な額だと思います。あとは、先ほど医療の医薬品、ジェネリックが先に出されると、そういう内容のようです。生活保護は、本当に憲法25条に明記された国民の生存権を保障するものです。最後のセーフティーネットなのです。この生活保護を削減するということは、国民の暮らしに大きな影響を与えます。生活保護基準というのは、住民税や保育料、介護保険料、就学援助金、最低賃金など、低所得世帯の生活の悪化に直結するものなのです。これ以上の改悪は認められないという、そういう観点から、今回生活扶助費のシステム改修が入った補正予算に反対とします。

以上です。

(委員長) 賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) ほかに賛成、反対の討論はございませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第69号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時58分）



（開議 午前11時02分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

手話言語条例に係る調査及び研究に関する事項について、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認めます。

よって、手話言語条例に係る調査及び研究に関する事項について、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時03分）